

# 奥武山公園 A 壳店入居者募集要項

令和 8 年 1 月

沖縄県土木建築部  
都市公園課

## 奥武山公園A売店入居者募集要項 目次

1 募集の目的 .....	1
2 使用期間 .....	1
3 施設の概要 .....	1
4 営業の条件 .....	1
5 応募資格要件 .....	2
6 入居者選定スケジュール .....	4
7 募集要項の配布・説明会等について .....	4
8 申請の手続き .....	4
9 選定及び審査基準 .....	6
10 県と入居者の負担区分 .....	7
11 奥武山公園A売店入居者の取消し等 .....	7
12 質問の受付及び回答 .....	8
13 問い合わせ先 .....	8
別 表 県と入居者のリスク分担 .....	9
別紙1 奥武山公園A売店位置図 .....	10
別紙2 都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可の許可条件 ..	11
別紙3 奥武山公園A売店の外観及び内部（令和7年12月末現在） .....	13

# 奥武山公園A売店入居者募集要項

## 1 募集の目的

奥武山公園利用者の利便性向上と地域経済の活性化を図るため、A売店を安定的に運営できる入居者を選定します。店舗運営は衛生・安全・景観の確保を最優先としつつ、地域資源を活かした創意あるサービスの提供が求められています。公園の売店は単なる販売スペースではなく、来園者の満足度を高め、地域の魅力を発信する“場”です。継続的な改善と協働を進めることができる入居者を求めます。ご応募を心よりお待ちしています。

## 2 使用期間

都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可の取得時（令和8年4月下旬頃）から令和13年3月31日まで

※ 1年ごとに管理許可の更新手続きを要します。ただし、許可条件に反した場合は更新を認めない場合があります。なお、令和13年3月31日以降の取扱いは、公園の整備状況等を踏まえて対応します。

※ A売店周辺のスペースを有効活用し、簡易休憩所の設置やサービス提供等も可能ですので積極的にご提案ください。入居者選定後、県及び公園指定管理者と協議の上、具体的な使用範囲等を調整します。

## 3 施設の概要

対象施設：奥武山公園A売店

仕 様：RC造1階建、建築面積 35.80 m<sup>2</sup>、延べ床面積 30.53 m<sup>2</sup>

所 在 地：モノレール奥武山公園駅近く 奥武山公園A売店位置図(別紙1)

使 用 料：年額 177,630 円

沖縄県都市公園条例 別表第1(第13条関係)に基づき、5,730 円/m<sup>2</sup>

※A売店周辺のスペースを使用する場合、使用面積に応じて年額 1,050 円/m<sup>2</sup>の使用料負担が別途生じます。

## 4 営業の条件

入居者は、次の事項に従ってA売店の営業を実施してください。

### (1) 管理許可の手続及び許可条件の遵守

奥武山公園A売店入居者選定委員会で選定された申請者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可を受けた後に営業を開始することができますので、許可条件を遵守してください。許可条件は別紙2のとおりです。

### (2) 販売品目

公園利用者の便益を図ることができる商品を販売してください。たばこ、ライター、花火等の火気類は販売できません。なお、酒類の販売は一律に禁止していませんが、公園内の秩序に悪影響を与えると認められた場合は、酒類販売を一時停止又は中止としますのでご承知おきください。

A売店の隣接地には多目的広場が設置されており、砂埃の影響を受ける場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) 関係法令等の遵守

#### ① 飲食店営業に関する法令

・食品衛生法（食品衛生責任者の配置、飲食店営業許可）

・酒税法（酒類販売業免許）

- ② 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
  - ③ その他の関係法令等
- (4) 運営方法等の変更
- 原則として、販売品目、営業日、営業時間帯等は申請した内容に従って営業する必要がありますが、県と協議の上、変更することができます。
- (5) 業務委託の制限
- 入居者はA売店における営業を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部において、あらかじめ県が認めた場合はこの限りではありません。
- (6) 業務に必要な物品の調達
- A売店における営業に必要な物品等は、入居者にて調達をお願いします。A売店内の詳細状況については、見学会の参加により現場確認をお願いします。A売店の内部写真（令和7年12月末現在別紙3）の各種物品は現入居者の私物であり、全て撤去する予定です。自動販売機等をA売店周辺に設置する場合は、別途、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置許可の手続きが必要となります。（既設の自動販売機は移設に向けて調整中）
- (7) 賠償責任保険への加入
- 入居者は飲食物提供に伴う事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。また、沖縄県又は第三者に損害を与えたときで入居者の責めに帰すべき事由による場合には、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 入居者等の表示
- A売店が入居者により営業されていることを示すため、入居者名と沖縄県土木建築部都市公園課の連絡先をA売店内に表示してください。
- (9) 施設管理に要する経費等
- 電気、ガス、水道等の引込み及び光熱水費の実費負担は入居者が負います。支払方法等は奥武山公園管理事務所と調整の上、適切な対応をお願いします。
- (10) 使用期間終了時
- A売店の使用期間が終了したとき、又は都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可が取り消された場合、入居者は直ちに自己の責任でA売店を原状回復し返還していただきます。この場合、入居者は県に対して一切の補償を請求することはできません。
- (11) 実地調査への協力
- 申請内容に従った営業が行われているか確認するため、沖縄県は必要に応じて実地調査を実施することがありますので、入居者は協力を願いします。

## 5 応募資格要件

### (1) 応募資格

入居者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 応募者が法人等となる場合、沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有すること。共同企業体の場合は、代表となる法人等が県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。  
※ 主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。
- ② 国税及び地方税の滞納がないこと
- ③ 応募者が法人等となる場合、A売店の使用期間中に解散・廃止のおそれがないこと

## (2) 欠格条項

- 次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に申請が受け付けられた場合でも申請は無効となります。
- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
  - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人等
  - ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等
  - ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
  - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
  - ⑦ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
  - ⑧ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

## (3) 失格事項

次のいずれかに該当する法人等は、入居者の選定審査の対象から除外します。

- ① 奥武山公園A売店入居者選定委員会の選定委員に対して、選定審査に関する照会や要求を行い、個別に接触をした場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

## (4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

- ① 代表者又は代表となる団体（出資額の割合が最大のものをいう）を決定すること
- ② 入居者の選定後、都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請は、代表者又は代表となる団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全員で負うこと。
- ③ 共同企業体については、建設業協会で通常に行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。
- ④ 各構成員が応募資格を満たすこと。欠格条項、失格事項は、各構成員についても適用します。
- ⑤ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできません。

## 6 入居者選定スケジュール

入居者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

(1) 募集要項等の公表	令和8年1月22日(木)
(2) 入居者募集に係るA売店見学会	令和8年2月4日(水)、3月11日(水)
(3) 公募に関する質問の受付期限	令和8年3月19日(木)
(4) 申請書類等の提出期限	令和8年3月31日(火)
(5) 奥武山公園A売店入居者選定委員会による審査	令和8年4月(調整中)
(6) 選定結果の公表	令和8年4月下旬(調整中)
(7) 入居者の設置管理許可	令和8年4月下旬(調整中)
(8) 業務開始	令和8年4月下旬(調整中)

## 7 募集要項の配布・説明会等について

### (1) 募集要項等の配布

①配布期間 令和8年1月22日(木)～令和8年3月24日(火)

#### ②配布方法

沖縄県公式ホームページからダウンロード

沖縄県公式ホームページ(情報をさがす 公募・入札発注情報)

→施設管理・指定管理・維持管理

→令和7年度実施業務(施設管理・指定管理・維持管理)

→募集中

→奥武山公園A売店入居者の募集について



### (2) 現地説明会及び売店見学会の開催

募集要項の説明及び売店見学を行うため、次のとおり説明会を開催します。

① 開催日時 ※希望者なしの場合は開催いたしません。

令和8年2月4日(水)午前10時

令和8年3月11日(水)午前10時(説明内容は2月4日と同一)

② 集合場所 奥武山公園A売店前

③ 参加申込方法

・参加希望者は「現地説明会参加申込書(様式8)」をFAX又はメールで提出してください。

・参加人数は各団体2名まで(共同企業体の各構成員は1団体とみなします)

・現地説明会当日は、本募集要項、奥武山公園A売店入居申請書(様式1)及び営業計画書(様式6-1～6-5)を持参してください。

④ 申込先 沖縄県土木建築部都市公園課 仲宗根

FAX: 098-867-7875 E-mail: aa060208@pref.okinawa.lg.jp

## 8 申請の手続き

### (1) 申請書の提出

① 受付期間	令和8年1月22日(木)から令和8年3月31日(火)まで (持参の場合は土曜・日曜・祝祭日を除きます)
② 受付時間	午前9時～午後5時まで (持参の場合は正午から午後1時までを除きます)
③ 提出方法	沖縄県土木建築部都市公園課(県庁10階)に郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は、令和8年3月31日(火)17:00必着とします。

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 奥武山公園A売店入居申請書 ①誓約書 ②申請者概要書 (共同企業体)共同企業体構成員表 (共同企業体)共同企業体協定書	様式1 様式2 様式3 様式4 様式5
2 営業計画書	様式6-1～ 6-5
3 添付書類 ① 法人である団体にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヵ月以内のもの） ② 法人でない団体にあっては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る） ③ 個人にあっては、住民票記載事項証明書（3ヵ月以内のもの） ④ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支（損益）計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録） ⑤ 役員の氏名、住所、生年月日、履歴を記載した書類（役員名簿等） ⑥ 団体の組織図や業務執行体制等が分かる書類 ※他店舗を営業している場合は、営業店舗全てを含む団体の組織図や業務執行体制が分かる書類も併せて提出 ⑦ 過去3ヵ年における国税及び地方税に関する納税証明書（全税目） ⑧ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  ※共同企業体による申請の場合は、各構成団体の全てにおいて、上記3の添付書類を全て提出してください。	
4 希望者のみ提出 ① 質問票 ② 現地説明会参加申込書	様式7 様式8

(3) 提出書類の様式

- ① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一してください。  
提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- ② 提出書類は下欄にページ数を記載してください。
- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

#### (4) 提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、沖縄県は入居者の公表が必要な場合は、営業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき取り扱います。

#### (5) 申請にあたっての留意事項

- ① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行ってください。
- ② 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。
- ③ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
- ④ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
- ⑤ 必要に応じて追加資料の提出、書類内容の説明を求めることがあります。
- ⑥ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ⑦ 奥武山公園A売店入居者選定委員に対し、本件申請についての個別の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格とします。
- ⑧ 申請書類等の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。様式は任意です。
- ⑨ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は申請団体が負うものとします。

### 9 選定及び審査基準

#### (1) 選定方法

奥武山公園A売店入居者の選定は、次のとおり行います。

##### ① 応募資格審査

奥武山公園A売店入居申込書等の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは募集要項で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とします。

##### ② 委員会による審査

奥武山公園A売店入居者選定委員会が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、最も点数の高い者を奥武山公園A売店入居者として選定します。申請者が多数に及ぶ場合は、沖縄県土木建築部都市公園課が書面審査にて5社程度まで選定しますので、ご承知おきください。

なお、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

ア 売店業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ A売店の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 適正な人員配置が困難と判断された場合

#### (2) 審査基準

次の4項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

##### ① 営業計画の具体性と公園との調和

評価ポイント

- ・奥武山公園の利用者層を深く理解し、そのコンセプトと合致した売店運営計画が具体的に示されているか。

- ・提供予定の商品・サービスは、利用者のニーズ（休憩、飲食、レクリエーション用品等）に応えるための体制が現実的かつ詳細に示されているか。

② 地域貢献及び公園活性化への寄与

評価ポイント

- ・地元の農産物や加工品、工芸品などの積極的な活用を通じて、地域経済の活性化に貢献する意欲と具体的な計画があるか。
- ・売店運営を通じて、公園のイベントとの連携、情報発信、利用者アンケートの実施など、公園全体の魅力向上や集客力強化にどのように貢献できるか。
- ・環境への配慮（ゴミ減量化、リサイクル推進、省エネルギー対策等）や多言語対応といった利用者の利便性向上への配慮があるか。

③ 経営能力及び運営実績

評価ポイント

- ・売店運営の経験、特に公園や公共施設での類似実績があれば高く評価する。
- ・売店事業を安定的に継続するために必要な経営資源（人材、資金、ノウハウ）を十分に有していると認められるか。
- ・事業者としての経営状況が健全であるか、また過去に重大な法令違反やトラブルがないか。社会的な信用性が確保されているか。

④ 財務計画の健全性

評価ポイント

- ・収支計画が現実的かつ継続性のあるものであるか。初期投資計画、運営コスト、収益予測が具体的に示されているか。
- ・適切な保険への加入など、不測の事態への備えが考慮されているか。

※委員ごとの合計点を集計して算出した総合得点が、5割以下（満点×委員数）の申請者は選定しないものとします。

(3) 選定結果の通知

選定結果は申請者に通知するとともに、沖縄県土木建築部都市公園課ホームページで公表します。なお、選定結果に対する異議及び電話等による問合せには応じられません。

## 10 県と入居者の負担区分

県と入居者のリスク分担は別表のとおりとします。ただし、いずれにも定めのないリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と入居者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

## 11 奥武山公園A売店入居者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、共同企業体の構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

(2) 入居者に対する実地調査等

県は、入居者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、入居者に対して経理状況等に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

### (3) 奥武山公園A売店入居者の取り消し等

県は、下記のいずれかに該当する場合、奥武山公園A売店入居を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可の条件を遵守しない場合
- ② 入居者の倒産又は財務状況が著しく悪化するなど、営業を継続することができないと認められる場合
- ③ 社会的信用を損なうなど入居者として相応しくないと認められる場合
- ④ 使用期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合
- ⑤ 売店業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指示に従わなかった場合

### (4) 損害賠償について

前記(3)の措置により県に損害が生じた場合、入居者は県に対し損害の責めを負うことになります。

### (5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び入居者は誠意をもって協議するものとします。

## 12 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間	令和8年1月22日(木)から令和8年3月19日(木)まで
②受付方法	質問票(様式7)は、FAX又はメールのいずれかで期間内に送付してください。
③回答	申請者あて返信するほか、隨時、沖縄県土木建築部都市公園課ホームページにて掲載します。

## 13 問い合わせ先

沖縄県土木建築部 都市公園課 仲宗根

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁10階

電話: 098-866-2035 FAX: 098-867-7875

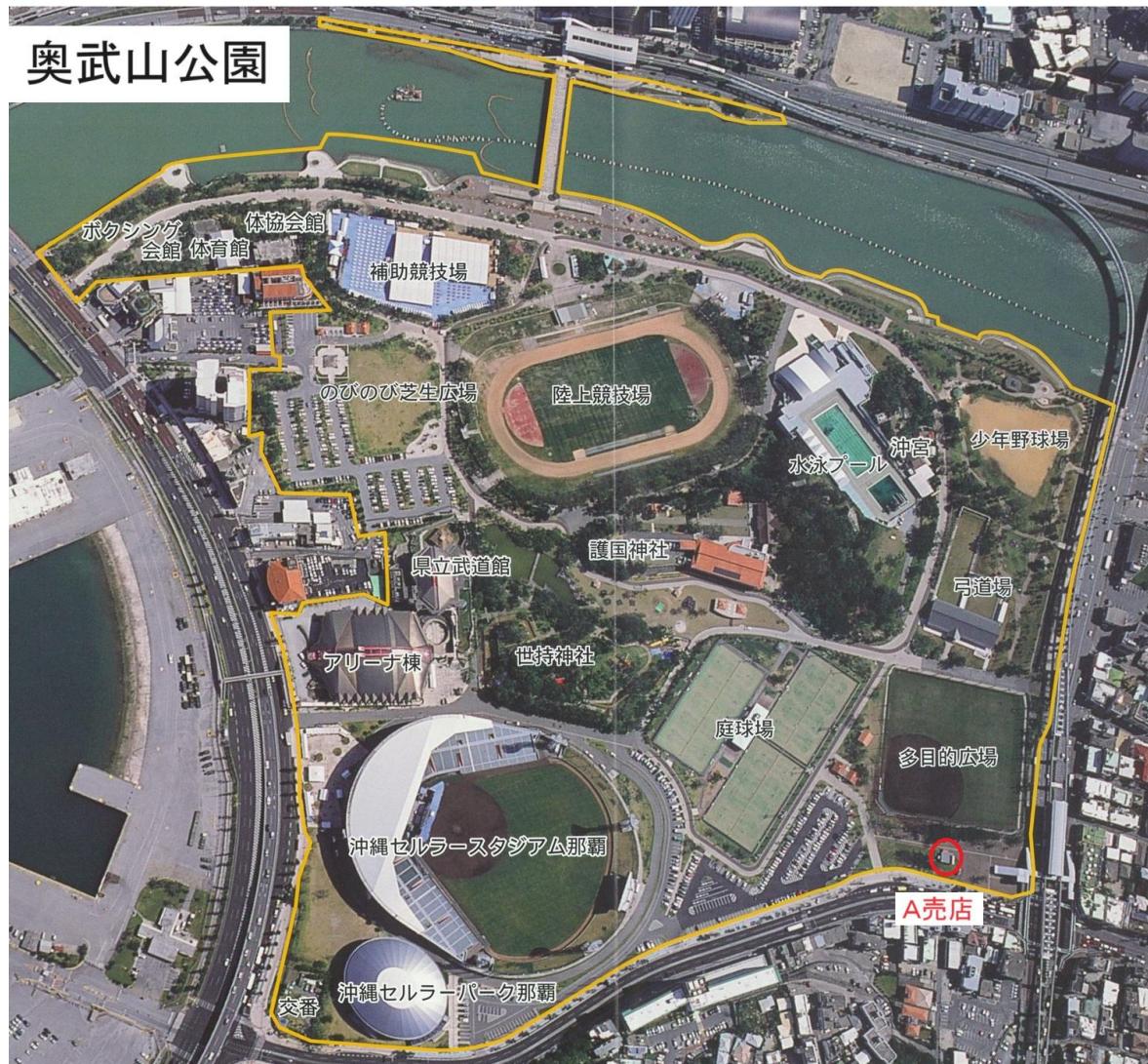
メールアドレス: aa060208@pref.okinawa.lg.jp (都市公園課代表端末)

別表

県と入居者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	入居者
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、売店営業の継続に支障が生じた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は入居者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
	入居者の責めに帰すことのできない損傷（経年劣化等）	○	
施設や設備の損傷	入居者の行為により生じたもの又は第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの：該当性を県と協議する）		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
利用者や第三者への賠償	入居者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
使用期間終了時の費用	入居者の使用期間が終了した場合、又は入居者が使用期間途中において業務を廃止等した場合における入居者の撤収費用		○

位置図



# 都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可に関する条件

## 1 使用条件

- (1) 使用許可財産を許可証に明示した以外の使用目的、又は用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可財産の原形を変更しないこと。また、管理者の許可なく工作物を設置しないこと。
- (3) 指定された場所以外に車両を乗り入れたり、留め置かぬこと。
- (4) 指定された場所以外で、物品の販売行為をしないこと。
- (5) 公園利用者に対し、立ちふさがり、つきまとい、言い寄る等迷惑を感じさせるような方法を用いた客引き行為を行わないこと。
- (6) 使用者は、使用財産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

## 2 施設管理条件

- (1) 食品を扱う場合は、品質管理に十分配慮し、事故のないように努めること。
- (2) 許可期間中、食品衛生法等の許認可を受ける必要のあるものについては、許認可を得ること。
- (3) 許可期間中の施設使用料及び電気料については、使用者の負担とする。
- (4) 店舗内外の美化清掃及び安全管理に努めること。
- (5) 店舗で発生した廃棄物等は、持ち帰り処理すること。

## 3 店舗経営に関する条件

- (1) 申請時に提出した営業計画書に沿って営業すること。
- (2) 店舗利用者の満足度向上のため、商品の品質やサービスの向上に努めること。
- (3) 定休日以外にやむを得ず休業する場合は、「休業の期間」と「休業の理由」を記載した張り紙等を、シャッターや扉等に掲示すること。

## 4 使用許可の取消又は変更

- (1) 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部、又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - ア 県において使用財産を必要とするとき。
  - イ 使用者（使用人等を含む）が許可条件に違反したとき
  - ウ 使用者（使用人等を含む）が、都市公園法もしくは同法施行令の規定、または同法の規定に基づく処分に違反したとき
  - エ 偽りその他不正な手段により許可を受けたと判明した場合
- (2) 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより使用者に損失が生じることがあっても、使用者は県に対してその補償を要求することができない。ただし、(1)アにより使用許可を取り消す場合はその限りではない。
- (3) 使用財産の使用が終了したとき、又は(1)の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状回復して返還しなければならない。

## 5 損害賠償

- (1) 使用者は、使用財産の棄損については責任を負うものとする。
- (2) 自然災害等の不可抗力によって使用者の商品等に損害が発生しても、県は賠償の責を負わないものとする。
- (3) 使用者が許可条件に違反し県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 使用者は、公園利用者等第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

## 6 その他

- (1) 県は、使用財産について隨時に実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持・使用に関し、指示をすることができる。
- (2) 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要経費、その他の費用を県に請求することができない。
- (3) 経済情勢の変動、沖縄県都市公園条例の改正その他の事情の変更に基づき、特に必要があると認める場合には使用料を改定することができる。
- (4) 管理者の許可を得て工作物等を設置又は撤去する場合は、使用者の負担で行うものとし、退去前には原状回復を行うこと。
- (5) 使用者（使用人等を含む）は、店舗名及び氏名を記載した名札を着用すること。
- (6) 指定の期日までに使用料を納付すること。
- (7) 県は、事情の変化があるときは、新たに条件を付すことができる。

